

## 検討にあたっての基本的視点

- 社会福祉法人が新制度への円滑な移行に向けて、準備できるよう必要な支援を行う。
- 新制度移行後は指導検査を着実に行うことによって、公益社団法人・公益財団法人と同等以上のガバナンスの確保を促す。

## 検討を進めるにあたっての方針

1. 理事の権限、責任範囲の法律上の明確化等、今回の法改正は、都が国に提案してきた内容が実現したものであり、法改正を実効性あるものとするため、法施行までの間に、新制度の趣旨が確実に理解されるよう支援すべきではないか。
2. 都はこれまで社会福祉法人経営適正化事業において、法人役員向けの研修を実施する等、法人のガバナンス強化に取り組んできているが、今回の制度改正を受けてこれまでの都の取組をさらに発展、強化することでガバナンスの強化を支援すべきではないか。
3. 今回大きな制度変更があった評議員・評議員会については重点的に支援していくべきではないか。
4. 法施行後の指導検査を円滑に行うためにも、都は区市と連携・役割分担を図りながら法人の支援を行うとともに、区市に対して必要な支援を行うべきではないか。

## 具体的な取組(案)

### 新制度への円滑な移行支援

#### 新制度の周知

- 社会福祉法人の役員が新制度の趣旨を適切に理解し、求められている役割を確実に果たすため、法施行までの間に新制度の概要や法人が準備すべき具体的事項等について、様々な手段により周知を行う。  
(例：改正法の概要、理事等役員の具体的権限・義務・責任、移行に向けた作業工程及びスケジュール、地域公益事業の事例等)
- 法人運営に関する相談に対応できるよう、都の相談体制を充実する。

#### 評議員のスキルアップ

- 特に評議員については、新制度の趣旨を理解し、その権限・責任・義務を適切に果たせるよう、重点的に支援する。  
(例：理事・理事長への牽制機能)

#### 区市との役割分担

- 都は広域自治体として、都内全ての社会福祉法人に対して広く新制度周知等の取組を行う。
- 区市は所轄庁として、地域の実情に合わせてよりきめ細やかな取組を管内社会福祉法人に対して行う。
- 区市が管内社会福祉法人の支援を行うにあたり、都は必要な支援を行う。

### 都の指導検査体制の充実

- 新制度の元で適切な指導を行えるよう、指導検査基準等を見直す。
- 法に新たに勧告の規定が設けられたことを踏まえ、不適正な運営が改善されない社会福祉法人に対しては厳正に対処していく。

#### 区市との役割分担

- 合同検査の実施など困難事例等については、都と区市とで連携して対応する。